

重大違法行為信用喪失リスト管理弁法 (修正草案意見募集稿)

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2019年7月10日、国家市場監督管理総局は「重大違法行為信用喪失リスト管理弁法（修正草案意見募集稿）」(以下、「本意見募集稿」という)を公布し、同年8月10日までパブリックコメントを募集した。

本意見募集稿は現行の管理弁法を改正したもので、現行規定を踏まえて適用対象を拡大している。

1. 適用対象の拡大

現行の暫定弁法では企業だけが適用対象であったが、本意見募集稿では企業に加えて、個体工商戸、その他組織、および信用喪失主体の内部で特定の職務を担い信用喪失行為に直接の責任を負う自然人、経営活動に直接参与する自然人へと対象を拡大している。(3条)

2. 信用喪失リストに関する規定

掲載対象となる重大な違法行為として、経営異常、刑事責任を負う違法行為、各種許可証の取り消し処分を受ける行為、消費者の健康や財産に危害を与える製品の製造販売行為など36項目を挙げている。主に何らかの違法行為で行政処分を受けた場合、あるいは違法行為による被害や影響が深刻である場合が対象となる。(6条)

信用喪失リストに掲載される項目は、企業等の名称または姓名、統一社会信用コードまたは身分証番号、掲載日、掲載理由、異議申立期限、決定機関で、掲載後3年あるいは5年の間に再度違法行為がなければ、自ら書面で申請することにより、リストから削除されるとしている。(7条、9条)

3. リスト掲載による不利益

信用喪失リストに掲載された場合、行政許可や届出登録で制限を受ける、重点監視・検査対象となる、認証や栄誉称号の授与対象外となる、優遇政策の対象外となる、ECプラットフォームへの出店が許可されない、経営異常企業の法定代表人と責任者は3年以内に他社の法定代表人に就任できない等、10項目に渡る規定が定められている。(14条)

また信用喪失リストは業界団体、協会、専門サービス機関、プラットフォーム型企業等に共有するとしている。(16条)

●原文(中国語)

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201907/t20190710_303312.html

本レポートは「中国法令アラートサービス 2019年8月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。本書の内容は2019年11月11日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のビジネスコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。sales@clara.ad.jp または +81(3)6704-0777(代表)